

## 日豪EPA／FTA交渉に関する件

4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉において、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。オーストラリア政府との交渉の結果、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、小麦、砂糖、乳製品及び牛肉の主要4分野での国内生産額は約8,000億円もの減少となるとされており、関連産業や地域経済への影響を含めると、その額は更に大きなものとなります。

また、食料自給率は大幅に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、ひいては農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、オーストラリアの農産物は、干ばつにより大減産となったように、食料供給を海外生産に安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

そのため、今後の各国との農産物貿易交渉に関しては、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とするとともに、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立していくことが肝要であります。

よって、国会及び政府におかれては、日豪EPA／FTA交渉にあたり、米、小麦、砂糖及び乳製品など、農林水産物の重要品目の除外に全力を挙げられますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年6月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

様

仙台市議会議長 赤間次彦